

2020年4月10日

お客さま各位

パーパススマートパワー株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気・ガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済産業省よりガスおよび電気料金に関する特別措置の要請があり、当社は生活に影響を受けているお客さまに対し、下記の特別措置を講ずることといたしました。

記

1. 特別措置の対象者

当社と電力供給契約を締結されているお客さまで、新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付(3月25日受付開始)注1)」を受けているお客さま

注1)「緊急小口資金、総合支援資金の貸付」については厚生労働省のページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-sh_ikin1/index.html

2. 特別措置の内容

電気料金について

2020年3月注2)、4月、5月分の電気料金の支払期日(支払い義務発生日)を原則として1か月間延長します。

注2) 3月分は、支払い義務発生日3月19日以降となる方が対象

3. 特別措置の申込方法 特別措置の実施をご希望されるお客さまは、当社までご連絡ください。

◆参考 経済産業省発表(2020年3月19日)「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>

以上